

秋田県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和6年8月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	横手停車場線	横手市平城町426番地先から梅の木町535番地先まで	10.79～16.86	0.408
	新	横手停車場線	横手市平城町426番地先から梅の木町535番地先まで	10.79～16.86	0.408

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和6年8月6日（火）から同月21日（水）まで（秋田県の休日をも定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）